

小特集②

新型コロナウイルス感染拡大による葬儀への影響

はじめに

政府は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナ」）感染拡大防止策として、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集している場所、③近距離での会話が重なるいわゆる「3密」を避け、買い物や通勤・通学、冠婚葬祭などの生活局面において感染リスクを下げるべく「新しい生活様式」に基づいて行動するよう求めている。こうした新型コロナ感染拡大に伴う行動の変化を求める動きは、葬儀にも影響を及ぼしている。一般に、閉じられた空間に大勢の人が長時間滞在する葬儀の場は、感染のリスクが高い「3密」になる危険があるとして、従来の形での執行を躊躇する機運が高まり、代わりとなる形を模索する傾向が見られるのである。本小特集では、新型コロナ感染拡大による葬儀への影響をまとめたのち、そうした状況を踏まえた変化を簡単に整理する。

1. コロナ禍がもたらす葬儀への影響と対応

(1) 国の指針と実態の乖離

厚生労働省は、新型コロナで亡くなった人の遺体の扱いや葬儀について指針を示している。それによると、遺体は24時間以内に火葬することを可能とし、感染拡大防止の対策がなされていれば通常の葬儀を実施してできる限り遺族の意向を尊重した取り扱いをするよう要請している。葬儀の場での感染拡大を警戒したもので、葬儀そのものの自粛や小規模化を求めているわけではない。

ところが、実際の葬儀の現場では状況が異なるようだ。複数の記事によると、新型コロナ犠牲者の遺体は、病院から直接火葬場へ運ばれ、遺族と対面することなく火葬されることが多いという。遺体との対面や接触は感染症法などでは禁止されていないが、2次感染を防ぐために葬儀会社などが認めていないケースが多いとみられる（日経・東京4/10、朝日・東京4/15ほか）。3月29日に亡くなったタレントの志村けんさんもこのケースに含まれる（毎日・東京4/16、週刊女性4月21日号）。

また、新型コロナ犠牲者以外の葬儀全般にも影響が出ている。多くの葬儀会社は、感染を防止するために消毒液や防護服を用意し、座席の間隔を空けるなどの予防策を講じている。葬儀関連サイトの運営等を手がける鎌倉新書が葬儀会社92社に行ったアンケートの結果によると、大人数になりがちな式後の会食を避け、弁当を持ち帰ってもらう形式に変更したとの回答が3分の2に達したという（東京・東京6/19）。遺族側も感染拡大を恐れて、遠方からの参列を控えてもらい、近親者のみで営む傾向にある（産経・東京4/8ほか）。このように、厚労省のいう「通常の葬儀」が十分に実施できていない状況がうかがえよう。こうした事態の原因として、厚労省の指針の曖昧さや支援の不十分さを指摘する声が葬儀業界から出された（神奈川・横浜5/9）。

(2) 仏教界の指針と対応

一方、葬儀に際して僧侶が配慮すべきことをまとめる動きが仏教界で相次いだ。全日本仏教会は、加盟団体の各宗派・団体の関係寺院に対し、葬儀や法要の実施に当たって遺族の意向を尊重しつつ、寺院やその関係者がウイルスの媒介とならないよう医療機関や葬祭場の取り決めに従って感染防止に最大限の注意を払うことが「寺院の社会的責任」であると呼びかけた（中外4/10）。各宗派もガイドラインを発表している。たとえば浄土宗は、厚労省による遺体取り扱いの

指針を踏まえて火葬後の葬儀を想定し、そのような場合でも通常の葬儀と同様に枕経、通夜などの儀式を営むべきとしている（京都・京都 5/5 ほか）。こうしたガイドラインのほかに、現場で導師をつとめる僧侶らも独自に対応を模索している。「3密」を避けるため少人数の葬儀を企画する（本稿第2節）、細部にわたるガイドラインを作成して檀信徒に配布する、新型コロナで死亡した檀信徒の葬儀マニュアルを作る、など様々な対応がみられる（月刊住職 5月号）。

2. 小規模な葬儀へのニーズの高まり

こうした全体的状況の中で注目されるのが、参列者が比較的少ない家族葬など小規模な葬儀へのニーズの高まりだ。先述したように葬儀は感染リスクが高いとされる「3密」になりがちのため、大規模な葬儀が行いにくい。このため、参列者の数を抑えた小規模な葬儀を実施する動きが全国で広がっている（産経・東京 4/8、日経・東京・夕 4/10 ほか）。

首都圏や関西で年間1万件以上の葬儀を扱う公益社によると、3月から葬儀への参列者が減り、少人数の家族葬が増加しているという（赤旗 4/7）。福島県葬祭業協同組合も同様の見解を示し、従来は葬儀全体の2～3割程度だった家族葬が緊急事態宣言後には5割以上に増加（福島民報・福島 5/12）。新聞に故人の情報を掲載する「おくやみ欄」からもこの状況がうかがえ、読売新聞長野版では「近親者で済ませた」とする家族葬とみられるケースが3月は89件だったのに対し、5月は199件に増えたという（読売・長野 6/12）。また、家族葬のみならず、儀式を執り行わずに火葬する「直葬」の需要高まりを指摘する声もある（東奥日報・青森 4/26、愛媛・松山 5/11）。一方で、大規模な「社葬」は減っているようだ（産経・東京 4/8）。

新型コロナを機に従来の葬儀を見直し、新たな形を模索する寺院も存在する。横浜市の日蓮宗妙法寺は、緊急事態宣言を受けて檀信徒へ向けた「葬儀への対応」とする告知の中で、「ご自宅で家族葬」「お寺で親族葬」「お骨葬」という3つの葬儀プランを提案している。家族葬と親族葬ではマスク着用、換気確保、会食なしとし、参列者は家族葬10人以内、親族葬30人以内とされている。お骨葬は、火葬のみ行い新型コロナが収束した頃に縁のある者を招いて遺骨の状態で葬儀をする、というもの。同寺の住職は、感染を恐れて宗教儀礼が無くなってしまうことへの危機感から、自粛や中止を判断する前に寺院から発信して檀信徒の相談の糸口になればという考えから提案したという。東京都の臨済宗住職や島根県の浄土真宗本願寺派住職も、故人の住み慣れた自宅での葬儀を勧めている（月刊住職 5月号）。

鎌倉新書が隔年で行っているインターネット調査「お葬式に関する全国調査」のうち、回答者が携わった葬儀の形態を尋ねた設問の結果を過去3回分比較すると、2015年には31.3%だった「家族葬」が2020年には40.9%と1割近く割合が高くなっている。葬送問題や死生学を専門とする小谷みどり氏は、新型コロナが一段落しても葬儀の小規模化の流れは変わらないとの見通しを示し、「コロナの影響で、家族だけで執り行うのが当たり前になり、それが定着する時代になるのではないかと分析している（東奥日報・青森 4/26）。

3. インターネットを使った葬儀への注目

葬儀の小規模化のほか、インターネットを活用した葬儀サービスも注目を浴びている。僧侶を呼ばずにインターネットを通して読経や法話を聞いたり、参列できない人に葬儀の様子を中継したりするスタイルである（読売・東京 5/20）。愛知県の葬儀会社「のいり」は、4月から「葬儀動画無料配信サービス」を開始した。葬儀の様態をユーチューブを活用してリアルタイムで配信する。

動画は限定公開で、あらかじめ個別の URL を知っている人だけが自宅などで見られ、葬儀が終わると消去される。こうしたサービスは同県内の業界で初めてという（中部経済・名古屋 4/24、中日・名古屋・夕 4/27）。群馬県の冠婚葬祭業者「メモリード」も、4月からウェブ上で葬儀に参列するシステムの運用を開始した。会員制交流サイト（SNS）などを通じて遺族から知人らに QR コードを記載した訃報を発信。受信者が QR コードを読み込むと、葬儀のライブ配信が視聴できるほか、クレジットカード決済で香典や供花を送ることも可能だ（東京・東京・夕 4/14、産経・東京 6/5 ほか）。IT 企業でも、これと似たシステムを開発して葬儀会社に売り込んでいる（日経・新潟 6/3）。その他各方面で、Zoom を使ったサービスや、LINE のビデオ通話機能を使って中継するなどの工夫がなされている（読売・東京 5/20、東京・東京 6/19 ほか）。

これらインターネットを使ったサービスの需要は高まっているのだろうか。記事からは統計など具体的なデータを確認できなかったが、コロナ禍以前より、なるべく葬儀を簡素に行いたい人や、直接参列できない遠方の人などから一定のニーズがあるようだ（京都・京都 5/5、読売・東京 5/20 ほか）。他方で一部の僧侶からは、「葬儀はネットで十分」などといった世論が形成され、現在の制限された形での葬儀がスタンダードとされないかという懸念が示されている。また、葬儀の際の布施収入に依存する寺院運営の仕組みを考え直す必要があるとし、僧侶らに寺院運営の再考を促す意見も出されている（月刊住職 6 月号）。

おわりに

以上、新型コロナ禍における葬儀の状況とその変化についてまとめたが、コロナ犠牲者の遺族が抱える悲嘆のケアと、火葬以外での葬儀を望む宗教的マイノリティの問題について最後に指摘しておきたい。先述したように、コロナ犠牲者の遺体は遺族らと対面することなく火葬される場合があり、遺族らは最期の時に死者に触れることさえできない。中には死後 4～5 時間で火葬されることもあるという（読売・大阪 5/5）。こうした事態について、医療現場などでチャプレンとして活動した経験がある浄土宗願生寺の大河内大博住職は、グリーフケアの観点から、コロナによる死は突然死に近く、遺族にとっては「さよならのない別れ」となるため悲嘆は深いものになると分析している（月刊住職 5 月号）。

一方、コロナ禍は宗教的マイノリティの葬儀にも影響を与える。日本イスラーム文化センターのクレイシ・ハルーン事務局長は「ムスリムにとって土葬は絶対。火葬は故人の侮辱に当たる」として、火葬を受け入れない姿勢を示している。感染症法の規定では、感染リスクを抑えるため感染症に罹患した遺体は火葬するのが原則とされるが、埋葬地の都道府県知事が許可すれば土葬も認められることになっている。同事務局長は、結核で亡くなったムスリムが土葬を認められた事例を引き合いに出し、「新型コロナの感染者も同様に扱ってほしい」と訴えている（神奈川・横浜 5/8）。

参考資料

厚生労働省 HP 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000653472.pdf> 2020年8月31日確認)

株式会社鎌倉新書 HP 「お葬式に関する全国調査（2013 - 2020年）」(<https://www.e-sogi.com/guide/30620/> 2020年8月31日確認)

【文責：梶龍輔】